

家庭裁判所における主な審理

審理には、口頭弁論、争点・証拠の整理、証拠調べ等があります。

口頭弁論は、原告と被告それぞれが、事前に提出した書面に基づいて主張を述べ、主張を裏付けるための証拠を提出するもの、争点・証拠の整理は、争点を確認し、争点について提出されている証拠を整理するもの、証拠調べは、争点について判断するために、法廷で当事者等から事情を聴く（当事者尋問等）などするものです。

これらの手続には、人事訴訟の審理に国民の良識を反映させるという趣旨から、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員が立ち会い、意見を述べる場合があります。また、子どもの親権者の指定などについては、行動科学等の知識や技法を有する家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられることもあります。



参与員が関与している人事訴訟の裁判（模擬）

1.裁判官 2.参与員 3.裁判所書記官 4.当事者・代理人（弁護士） 5.裁判所事務官

訴訟の結果（判決・和解）

裁判所は、口頭弁論や証拠調べなどの審理をした上で、法律に照らし、判決を言い渡します。判決の内容に不服があるときには、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。また、離婚や離縁については、当事者の合意ができれば、和解によって解決することもできます。

判決が確定し、又は和解が成立した後、定められた財産分与や養育費についての金銭の支払等の義務が履行されない場合には、家事事件（審判や調停）と同様に、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できます。強制執行の手続が利用できることも同様です。

少年事件

少年事件とは

20歳未満の非行少年，つまり，罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などの事件をいい，この場合の少年とは男子・女子両方を指します。成人の犯罪の場合とは取扱いが違いますので，正確には「少年保護事件」といいます。

事件の受理

家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは，

- 1 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年(犯罪少年)
- 2 刑罰法令に触れる行為をしたが，その行為の時14歳未満であったため，法律上，罪を犯したとにならない少年（触法少年）
- 3 20歳未満で，保護者の正当な監督に従わない，などの不良行為があり，その性格や環境からみて，将来罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（ぐ犯少年）

などの事件です。

家庭裁判所が少年事件を受理する方法としては，司法警察員，警察官，検察官，知事又は児童相談所長からの送致などによるほか，一般人又は保護観察所長による通告，家庭裁判所調査官による報告などがあります。

調査の手続

家庭裁判所が少年事件を受理すると，裁判官は家庭裁判所調査官に調査を命じます。

この調査は，非行の原因や少年の抱える問題を明らかにし，どうすれば立ち直ることができるかを見極めるために，少年の性格，日頃の行動，生育歴，環境等について，行動科学等の知識や技法を活用して行われます。

調査の方法としては，少年や保護者その他の関係者を家庭裁判所に呼んで話を聴いたり，心理テスト等を行ったりするほか，家庭裁判所調査官が少年の家や学校等に出向いて状況を見てくることもあります。また，被害の実情

を詳しく把握するために被害を受けた方からお話をうかがうことがあり，このような調査の過程で，少年の非行の原因となっている問題性に応じた様々な教育的な働き掛けを行います。例えば，少年や保護者に非行に至った要因を考えさせた上で，指導，助言を行います。さらに，少年を老人ホームでの介護活動や地域清掃活動等の社会奉仕活動に参加させたり，犯罪によって被害を受けた方の声を直接聴く講習を受けさせたりして反省を促すこともあります。



少年調査（模擬）

1.家庭裁判所調査官 2.少年 3.保護者

これらの調査の過程においては、少年の情操面に配慮するとともに、関係者の秘密が守られるように、十分注意が払われています。



心理テスト（模擬）

1.家庭裁判所調査官 2.少年

家庭裁判所は、少年の処分を適切に決めるためにその心身の状況を更に詳しく調べた方が良く考えた場合等には、少年を科学的な検査、鑑別の設備がある少年鑑別所に収容することがあります。

少年を少年鑑別所に収容しておくことのできる期間は、通常は最長4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合には最長8週間まで延長されることがあります。

家庭裁判所調査官は、調査の結果を取りまとめて報告書を作成し、その他関係機関に照会した結果等の関係書類とともに裁判官に提出します。

審判の手続

裁判官は調査の結果に基づいて、その少年につき審判を開く必要があるかどうかを決めます。少年が事実を認めており、かつ、事案が軽微、あるいは再非行の可能性が低いなどの理由から、調査のときに行った教育的な働き掛けで十分であり、審判を開いて指導を行う必要がないと判断される場合には、「審判不開始決定」を行って手続を終了させることもあります。

審判には、呼び出しを受けた少年と保護者が出席するほか、付添人（多くは弁護士）、学校の先生、雇主、保護司等が出席することもあります。また、一定の事件で事実認定のため必要がある場合は、検察官が関与することもあります。しかし、刑事裁判のように公開の手続ではありませんので、一般の方の傍聴は認められていません。

審判は、懇切を旨として、和やかに行われるとともに、非行のある少年に対し、自己の非行について内省を促すため、厳しさもある雰囲気で行われています。

なお、調査や審判では、少年に対して反省を促し、再非行を防止するための指導を行うほか、保護者に対しても、責任の自覚を促すなど、少年の更生のために必要な助言や指導を行う場合があります。

処分の決定

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。その種類としては、保護観察官や保護司が少年に対して指導監督や補導援護を行う保護観察のほか、少年をしばらく一定の施設に収容し、少年が健全な物事の見え方や規則正しい生活習慣を身に付けることができるように指導を行う少年院送致や児童自立支援施設送致などの保護処分があります。

保護処分にするまでの必要がなく、少年が非行を反省している場合には、これを繰り返すことのないように裁判官が訓戒などの指導をした上で不処分にすることもあります。

また、犯行時14歳以上の少年について、その非行歴、心身の成熟度、性格、事件の内容等から刑事裁判によって処罰するのが相当であると判断される場合には、事件を検察官に送致することもあります。なお、少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させ、犯行時に16歳以上であった場合には、原則として事件を検察官に送致しなければならないとされています。事件を送致された検察官は、一定の例外を除いて、少年を地方裁判所又は簡易裁判所に起訴しなければならないことになっています。



少年審判（模擬）

- 1.裁判官
- 2.裁判所書記官
- 3.家庭裁判所調査官
- 4.裁判所事務官
- 5.少年
- 6.保護者
- 7.付添人

以上のような最終的な処分のほかに、試験観察という中間的な措置がとられることもあります。

これは、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合に、当分の間、家庭裁判所調査官が、少年を家庭においたまま、あるいは適当な施設や個人に預けるなどしながら適切な助言や指導を行いつつ、その行動を観察し、どのような処分が適切であるかを見極めようとするものです。

この場合には、試験観察の結果をみてから前に述べたような最終的な処分が行われることとなります。

被害を受けた方のための制度

家庭裁判所で取り扱う少年事件においては、被害を受けた方への配慮も欠かせません。少年審判では、被害を受けた方への配慮を充実させるため、事件記録の閲覧・コピー、意見陳述、審判期日における審判の状況の説明及び審判結果等の通知の制度が導入されています。また、一定の重大な事件においては、被害を受けた方に審判の傍聴が認められる場合があります。

これらの制度を利用するには、いずれも被害を受けた方からの申出が必要になります。申出書は、家庭裁判所の窓口へ備え付けてあります。

なお、これらの制度とは別に、被害を受けた方の声を調査、審判に反映させるため、被害の実情やお気持ちについて書面で、あるいは家庭裁判所調査官が直接会うなどしてお話をうかがうことがあります。



「温もり」 和泉正敏 作

高松家庭裁判所玄関ホール

裁判所ウェブサイト
<https://www.courts.go.jp/>

